

糸島市補助金設計書

所管課 危機管理課

補助金名称	糸島市防犯協会補助金
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	なし

【長期総合計画体系】

基本目標 4 __快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくり
政策 6 __防災・防犯体制の確立
施策 __警察、学校、地域などと連携して防犯・安全体制を確立する

1 補助の目的

糸島市防犯協会が実施する市民防犯啓発活動を支援することで、市民の防犯意識の向上及び防犯活動への参加を促す。市民防犯啓発活動が活性化することで、犯罪の発生件数が減少することを期待する。

2 成果指標

成果指標 1 : 市民に対する防犯啓発活動件数
目標値 1 : 年 30 回 (駅前や金融機関、コンビニエンスストア等でのチラシ配布等)
目標値 2 : 防犯指導員、地域防犯協力員を対象とした研修会の開催 (年 1 回)

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業
糸島市防犯協会が実施する市民防犯啓発活動 (地域安全広報啓発活動、スクールヘルパー活動、地域安全指導員による地域巡回訪販活動、駅前や事業所等におけるチラシ配布活動など)
補助対象者
糸島市防犯協会

4 補助対象(外)経費

補助対象経費
補助対象事業に直接要する経費。ただし、職員福利厚生費、事務局施設費、旅費、積立金は除く。
なお、人件費については、経費の 80% を対象事業経費として算定する。

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率は、補助対象経費の 80% 以内。【補助率例外 A に該当】
防犯協会は市の防犯活動を推進する上で中心的団体であるが、歳入については会費収入はなく、地元企業からの協賛金と防犯登録手数料収入が主な収入となっている。
このため、補助率の例外を適用しなければ補助目的を実現できない。

6 補助期間 (期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 2 年度まで